

主要農作物の種子生産に係わる県条例の制定を求める意見書

平成 30 年 4 月 1 日に廃止された主要農作物種子法（以下種子法）は、戦後の食糧増産という国を挙げての要請を背景に、優良な種子の生産・普及を進めるため、昭和 27 年に制定されました。

静岡県においては、高品質な原種、原原種の生産・供給がなされ、主要農作物である米・麦・大豆の品種改良がなされてきました。

種子法の廃止により、100%国産の種子で賄うことを維持してきた基幹作物である米をはじめ麦や大豆などの優良品種の維持を掲げてきた法的根拠と財源が失われることとなります。

並行して成立した「農業競争力強化支援法」においては、大手資本算入による品種の淘汰、独占が起こることが危惧され、静岡県の農家や消費者にとっても重大な問題です。

種子法廃止に伴う付帯決議は、優良な種子の流通確保や都道府県が種子生産等に取り組むための財源措置のほか、特定企業による種子の独占防止などについて万全を期することを求めています。

よって静岡県においては、今後も現行の種子生産、普及体制を生かし、安定供給や品質確保の取組を後退させることなく、主要農作物の種子生産に係わる条例を制定されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6 月 28 日

静岡県知事 川勝 平太 様

藤 枝 市 議 会
議 長 藪 崎 幸 裕